

一般社団法人 Circular Core 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 Circular Core と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を愛知県名古屋市中村区名駅四丁目9番8号に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、自動車材料及び部品等のサプライチェーン全体の連携によるサーキュラーエコノミーの健全な発展により新たな価値を創造し、地球環境に優しい持続可能なモノづくりを推進することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 自動車材料、部品及びサプライチェーン全体のサーキュラーエコノミーに関する市場調査
- (2) 自動車材料、部品及びサプライチェーン全体のサーキュラーエコノミーに関する最新の技術動向やビジネスに関する調査・仮説立案及び実証
- (3) 自動車材料、部品及びサプライチェーン全体のサーキュラーエコノミーに関する内外関係機関等との交流及び協力
- (4) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事業

第3章 社 員

(入社)

第5条 当法人の社員になろうとする者は、当法人所定の入社申込書を提出し、理事会及び代表理事の承認を受けなければならない。

(退社)

第6条 社員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当然に退社する。

- (1) 任意退社したとき（第7条）
- (2) 総社員が同意したとき
- (3) 解散したとき
- (4) 除名されたとき（第8条）

(任意退社)

第7条 社員は、退社日の1か月前までに、代表理事に対して退社の届出を行うことにより、任意に当法人を退社することができる。

(社員の除名)

第8条 社員が次の各号のいずれかに該当したときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。この場合、当法人は、当該社員に対し、当該社員総会の日から1週間前までに除名する旨を通知し、かつ、社員総会において弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 当法人の定款、規程又は社員総会若しくは理事会の決議に反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は、当法人の目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

第4章 社員総会

(構成)

第9条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第10条 社員総会は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に規定する事項及び本定款で定めた事項に限り決議する。

(社員総会の開催)

第11条 当法人の定時社員総会は、毎年6月に開催する。

2 当法人の臨時社員総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と判断したとき
- (2) 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員から理事に対して、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集の請求があったとき
- (3) 前号の規定による請求を行った社員が裁判所の許可を得て社員総会を招集するとき

(招集)

第12条 社員総会は、前条第2項第3号の規定により社員が招集する場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

(議長)

第13条 社員総会の議長は、代表理事が務める。

- 2 代表理事に事故があるときは、理事会の決議をもってあらかじめ定めた順序により、他の理事が議長を務める。

(議決権の数)

第14条 社員は、社員総会において各1個の議決権を有する。

(決議)

第15条 社員総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(議事録)

第16条 社員総会の議事については、法務省令で定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成する。

- 2 議事録が書面で作成されている場合には、議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。
- 3 議事録が電磁的記録をもって作成されている場合には、法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとる。
- 4 当法人は、社員総会の日から10年間、社員総会議事録をその主たる事務所に備え置くものとする。

第5章 役員

(役員)

第17条 当法人には、以下の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上5名以内
- (2) 監事 1名以上2名以内
- 2 理事のうち1名を代表理事とする。

(役員の選任)

第18条 理事及び監事は、当法人の正会員(当法人の事業に賛同して当法人所定の手続により入会した法人又は団体)の役員又は従業員の中から、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

(理事の職務及び権限)

第19条 理事は、理事会を構成し、法令及び本定款で定めるところにより職務を執行する。

2 代表理事は、法令及び本定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

3 代表理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第20条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、監査報告を作成する。
- (2) 当法人の業務及び財産の状況を監査することができる。
- (3) 理事が不正の行為をし、若しくは不正の行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは本定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告する。
- (4) 理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べる。
- (5) 上記(3)に規定する場合において、必要があると認めるときは、代表理事に対し、理事会の招集を請求することができる。
- (6) 前号に基づく請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合、理事会を招集することができる。
- (7) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法務省令で定めるものを調査する。この場合において、法令若しくは本定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告する。
- (8) 理事が当法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは本定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって当法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときに、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求する。
- (9) 当法人が理事との間の訴えを遂行するときに、当法人を代表する。
- (10) 当法人の計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書について監査し、監査報告を作成する。
- (11) その他法令に定められた職務を行う。

(役員の任期)

第21条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。

3 本定款において定めた理事又は監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第22条 理事及び監事は、いつでも、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬)

第23条 理事及び監事は無報酬とする。

(競業及び利益相反取引)

第24条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 理事が自己又は第三者のために当法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき。

(2) 理事が自己又は第三者のために当法人と取引をしようとするとき。

(3) 当法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において当法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

2 前項の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第25条 当法人には、理事会を設置する。

2 理事会は、すべての理事で構成する。

(権限)

第26条 理事会は、次に掲げる職務を行う。

(1) 当法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事の選定及び解職

(4) その他法令又は本定款に規定する職務

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止

3 理事会は、幹事会、ワーキンググループその他の当法人の会議体を設置することができる。各会議体の構成及びこれに適用される規程等を定めることができる。

(招集)

第27条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会の決議により定めた順位により、他の理事が理事会を招集する。

3 代表理事以外の理事は、代表理事に対して理事会の目的事項を示して理事会の招集を請求したにもかかわらず、請求をした日から5日以内に、その請求をした日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会招集通知が発せられない場合には、自ら理事会を招集することができる。

(招集通知)

第28条 理事会を招集する者は、理事会の日の3日前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、理事会を開催することができる。

(決議)

第29条 理事会の決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 理事会の決議について特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。

3 理事が理事会の決議の目的事項について提案した場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（但し、監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、法務省令で定めるところにより、書面又は電磁的記録をもって議事録を作成する。

- 2 議事録が書面で作成されている場合には、理事会に出席した代表理事及び監事は、議事録に署名又は記名押印する。
- 3 議事録が電磁的記録をもって作成されている場合には、法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとる。
- 4 理事会は、理事会の日から10年間、理事会議事録をその主たる事務所に備え置くものとする。

(理事会への報告の省略)

第31条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。但し、本定款第19条第3項に定める理事の業務執行状況の報告については、理事会への報告を省略することはできない。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第32条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日まで年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第33条 当法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度の開始の日の前日までに代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。事業計画及びこれに伴う予算を変更する場合も、同様とする。

- 2 やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収入支出することができる。但し、重要な財産の処分及び譲受け並びに多額の借財を行うことはできない。

(事業報告及び決算)

第34条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、第1号については定時社員総会に報告し、第3号及び第4号の書類については定時社員総会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

(剰余金の不分配)

第35条 当法人は、剰余金の分配を行わないものとする。

第8章 定款変更及び解散

(定款の変更)

第36条 本定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第37条 当法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 社員総会の決議
- (2) 社員が欠けたこと
- (3) 合併により当法人が消滅する場合
- (4) 破産手続開始の決定
- (5) 裁判所による解散命令の確定

(清算法人の機関)

第38条 当法人が解散した場合（前条第3号による解散及び同第4号による解散であつて当該破産手続が終了していない場合を除く。）には、当法人は清算法人となる。この場合、清算法人の機関として、社員総会及び清算人のほか、監事を設置する。

(残余財産の帰属)

第39条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 事務局

(設置等)

第40条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所定の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、代表理事が任免する。但し、事務局長の任免には理事会の承認を必要とする。
- 4 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、代表理事が別に定める。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第41条 当法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合には、官報に掲載する方法による。

第 1 1 章 補則

(細則)

第 4 2 条 本定款に定めるもののほか、当法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、代表理事が別に定める。

附 則

- 1 本定款は、当法人の成立の日から施行する。
- 2 当法人の設立時社員は次のとおりである。
 - (1) トヨタ自動車株式会社（本店所在地：愛知県豊田市トヨタ町1番地）
 - (2) 豊田通商株式会社（本店所在地：愛知県名古屋市中村区名駅四丁目9番8号）
- 3 当法人の設立時の役員は、次のとおりとする。
 - (1) 理事
井上博文
片山昌治
西川昌宏
武内裕嗣
 - (2) 代表理事
片山昌治
 - (3) 監事
高尾尚史
- 4 当法人の設立当初の事業年度は、第32条にかかわらず、当法人の成立の日から2025年3月31日までとする。

本書面は、一般社団法人Circular Coreの定款に相違ない。

令和8年3月31日

一般社団法人Circular Core

代表理事 室 井 寿 彦